

## 「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、安全・安心で高品質な兵庫県産農畜水産物・加工食品について、世界を見据えた販路開拓に取り組むため、世界中のバイヤーや国内輸出商社が来場する日本最大級の輸出食品展示会である「第11回“日本の食品”輸出EXPO WINTER」(以下「展示会」という。)へ出展する兵庫県内生産者・食品事業者(以下、「県内生産者等」という。)に対し、ひょうごの美味し風土拡大協議会(以下「本会」という。)が補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2 本会会長(以下「会長」という。)は、県内生産者等が展示会への出展に要する経費に対し、1者あたり1/2以内(千円未満切捨て)、300千円を上限として補助する。

### (補助対象者)

第3 補助の対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 展示会に出展する県内生産者等で、次のいずれかに該当するもの。
  - ① 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者
  - ② これらの生産者・製造者を会員とする団体等
  - ③ 兵庫県内に事業所のある食品輸出を行う事業者
- (2) 展示会において、次のいずれにも該当する商品の展示及び商談を行うこと。
  - ① 兵庫県認証食品または兵庫県産農畜水産物及びそれらを原料とする加工品等
  - ② 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの
- (3) 商談を前提として参加し、商品の輸出に意欲的であること。
- (4) 出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- (5) 本会が実施する事前セミナー等への出席や商談結果・進捗状況等に関する各種アンケート等に対応すること。
- (6) ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録していること。  
(本事業申込みと同時登録可能)
- (7) 本事業の募集期間中に、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (10) 展示会における出展事業者ブースでは、別途、本会が配布する兵庫県PR資材(のぼり(W450mm×H1800mm)を想定)を常時掲示すること。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、展示会への出展に必要な経費とし、その項目は別紙のとおりとする。なお、同一又は類似の内容で本事業以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については対象外とする。

(事業の申請)

第5 この要領に基づき補助を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、会長あてに令和7年5月30日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げるすべての条件を具備しなければならない。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (2) 団体の規約等、責任者が明確で、独立した会計管理を行っていること。

(補助金の交付の決定)

第6 会長は、前条の申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 会長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとし、当該通知のあった申請者（以下「補助事業者」という。）は、承認を受けた申請書の内容に基づき事業を実施するものとする。

(事前着手)

第7 事情により交付決定前に事業に着手しようとする申請者は、あらかじめ事前着手届（様式第3号）を会長あてに提出しなければならない。なお、令和7年4月1日より前に着手した内容については、事前着手届の提出に関わらず補助対象経費として認めない。

(補助事業の廃止)

第8 補助事業者は、補助事業の廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業廃止承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 補助事業者は、令和8年1月31日までに全ての事業を完了させるとともに支払を行い、併せて、同日までに事業費が確認できる資料を添えて実施報告書（様式第6号）を提出する。

(額の確定)

第10 会長は、補助事業の完了に係る前条に規定する実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第11 会長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第8号）により補助金を交付する。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

「第11回“日本の食品”輸出 EXPO」出展に係る補助金交付申請書

令和 年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

標記事業を実施したいので、「第11回“日本の食品”輸出 EXPO」出展事業者補助事業実施要領第5の1に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 添付書類
- 1 (別記様式)「第11回“日本の食品”輸出 EXPO」出展事業者補助事業実施計画書
  - 2 申請する各事業費の見積書
  - 3 事前着手届(様式第3号)  
※事情により、交付決定前に事業に着手する場合のみ

(様式第2号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る補助金交付決定通知書

年 月 日

(補助事業者名) 様

ひょうごの美味し風土拡大協議会  
会長 (会長名)

担当者名 :  
電 話 :  
電子メール :

年 月 日付けで申請のあった「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る補助金については、金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実施要領に従わなければならない。

(様式第3号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る事前着手届

年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

標記事業について、交付決定前に事前着手したいので、下記のとおり届け出ます。  
また、事前着手にあたっては、下記条件を了承することとします。

記

1 事業内容

2 事前着手を必要とする理由

3 着手予定年月日

(事前着手の条件)

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

【注意事項】

- 1 令和7年4月1日より前に行われた申込、購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められません。
- 2 事前着手届は、補助金申請の審査に影響を及ぼしません。

(様式第4号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業廃止承認申請書

年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

年 月 日付けで交付決定のあった「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業については、下記の理由により廃止したいので、承認願いたく「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実施要領第8の1の規定に基づき、申請します。

記

廃止の理由

( )

(様式第5号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業廃止承認通知書

(補助事業者名) 様

ひょうごの美味し風土拡大協議会  
会長 (会長名)

担当者名 :

電 話 :

電子メール :

年 月 日付けで補助事業の廃止申請のあった「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業については、当該申請のとおり承認することに決定したので通知します。



(様式第6号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実績報告書

年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業を完了しましたので、「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実施要領第9に基づき関係書類を添えて提出します。

記

- 添付書類
- 1 (別記様式)「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実績報告書
  - 2 出展ブースの写真(ブース全体、出展商品等が確認できるもの)
  - 3 補助金交付申請書に記載した各事業費が確認できる資料  
(①請求書、②領収書の写し又は振込明細等 ※①②いずれも必須)
  - 4 支払時点における日本円の為替レートが分かるもの  
※外貨により支払った場合のみ
  - 5 作成資材が分かるもの(写真、PDF等)  
※資材を作成した場合のみ

(様式第7号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る補助金額確定通知書

(補助事業者名) 様

ひょうごの美味し風土拡大協議会  
会長 (会長名)

担当者名 :

電 話 :

電子メール :

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

(様式第8号)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展に係る補助金請求書

金 円也

ただし、「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業補助金

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円

(注) 補助金確定額は、補助金確定通知があった場合のみ記載する。

上記のとおり、補助金を精算払によって交付されたく、「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業実施要領第11の規定に基づき、請求します。

年 月 日

ひょうごの美味し風土拡大協議会長 様

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名  
責任者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

補助金振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(別記様式)

「第11回“日本の食品”輸出EXPO」出展事業者補助事業  
(実施計画・実績報告)書

1 出展商品及びその使用県産食材

商品名	使用県産食材

- ※ 行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※ 商品名は正式名称を必ず記載してください。
- ※ 兵庫県産食材を使用していない商品については記載不要です。  
ただし、最低1商品は兵庫県産食材使用商品を出展してください。

2 経費の配分 (計画・実績)

項目	総事業費 (A)+(B) 円	補助対象 経費 円	負担区分		積算の 基礎 円	備 考
			協議会費 (A) 円	その他 (B) 円		
合 計						

- 注1) 「項目」欄には、事業ごとの項目(「出展料金」「EXPO MASTER登録料金」、「ブース装飾費」等)を記載すること。なお、他の補助金の活用等によりその費用を補助事業者が負担しない事業については記載しない。
- 注2) 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- 注3) 実績報告時は、交付決定額を上段に( )書で記入し、実績額の額をその下段に記入すること。
- 注4) 「協議会費」欄には、千円未満切捨ての金額を記載すること。

(別紙)

「第 11 回“日本の食品”輸出 EXPO」出展事業者補助事業補助対象経費

経費	経費の内容
出展料金	「第 11 回“日本の食品”輸出 EXPO」に出展するために必要なスペースの確保に要する経費
EXPO MASTER 掲載料金	出展に際しての必須条件である EXPO MASTER 掲載料金
ブース装飾費	出展ブースにかかる装飾費や備品借上費、什器費等
通訳費	通訳に要する経費（交通費及び宿泊料含む） なお、交通費及び宿泊料の算出方法及び注意事項については、下記「旅費」に準じる。
旅費	①交通費 経済的及び合理的な手法及び経路により、補助事業者の自宅又は職場等拠点から展示会場までの往復にかかる経費。なお、自動車の場合は 37 円/km として算出し、有料道路料金及び駐車料金は実費とする。 [補助対象外] 航空運賃: 航空券の等級が 2 つ以上に区分されている場合の最下級以外の運賃 新幹線料金: グリーン料金 ②宿泊料 最大人数: 3 人 最長泊数: 5 泊 1 人あたりの補助額上限: 11,800 円/日 [補助対象外] アーリーチェックイン、レイトチェックアウト、ルームサービス、朝食を含む食費
PR 資材作成費	展示会にて使用する PR 資材（配布資料、ポスター、パネル等）の作成に要する経費
輸送費	展示会にて使用する商品や PR 資材等の展示会場までの輸送に要する経費 [補助対象外] 自身が乗車する公共交通機関や自動車等に積載して輸送するもの。この場合、輸送費ではなく旅費として請求すること。

※ 同一又は類似の内容で本事業以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については対象外とする。